

分類 記号	A 3 - 1 - 2 - 6	
保存 期間	常(0)年	年 月 日まで

会第 816 号
令和 8 年 7 月 28 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察本部発注の完全週休 2 日制（土日）工事実施要領の制定に
ついて（通達）

岐阜県警察が発注する建設工事については、「岐阜県警察本部発注の週休 2 日制
モデル工事実施要領」（令和 6 年 3 月 1 日付け会第 78 号。以下「旧通達」という。）
に基づき実施しているところ、土日を現場閉所とする完全週休 2 日制（土日）工事
の導入に伴い、新たに別添のとおり「岐阜県警察本部発注の完全週休 2 日制（土日）
工事実施要領」を制定して令和 8 年 7 月 31 日から施行することとしたので、誤りの
ないようにされたい。

なお、旧通達は、同施行日をもって廃止する。

別添

岐阜県警察本部発注の完全週休2日制（土日）工事実施要領

1 目的

この要領は、警察本部が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、完全週休2日（土日）を確保する工事（以下「完全週休2日制（土日）工事」という。）を適切に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象工事

完全週休2日制（土日）工事は、警察本部が発注する次の工事を対象とする。ただし、維持修繕工事、緊急性が高い工事、一時的な作業が点在する工事その他完全週休2日制（土日）工事の対象とすることが適切ではない工事については、この限りでない。

(1) 完全週休2日制（土日）工事（現場閉所型）

現場閉所が可能な工事のうち、時間的制約がない工事で完全週休2日が実施可能と判断される工事（以下「現場閉所型」という。）

(2) 完全週休2日制（土日）工事（交替型）

社会的要請、時間的な制約その他の理由により現場閉所が困難な工事で、現場単位で完全週休2日を実施することが困難な工事（以下「交替型」という。）。ただし、営繕工事は除くものとする。

3 用語の定義

(1) 現場閉所型における用語の意義は次のとおりとする。

ア 週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所日を確保したと認められる状態をいう。

イ 完全週休2日とは、対象期間において、週休2日を確保し、かつ、休日等（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を現場閉所日としたと認められる状態をいう。

ウ 完全週休2日（土日）とは、対象期間において、週休2日を確保し、かつ、土曜日及び日曜日を現場閉所日としたと認められる状態をいう。

エ 現場閉所日とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通じて現場や現場事務所が閉所された日をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業のみを行う場合は、閉所として取り扱うものとする。

オ 対象期間とは、工事開始日（工事の始期日又は設計図書において指定する始期日をいう。）から工事完成日（完成届に記載された完成した日）までの期間から非対象期間を除いた期間をいう。

カ 非対象期間とは、準備期間、後片付け期間、夏季休暇3日間（8月14日から8月16日まで）、年末年始休暇6日間（12月29日から翌年1月3日まで）、工場製作の期間、工事事務等による不稼働期間、自然災害（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間及び受注者の責めによらない原因により休工し、又は現場作業を行わなければならない期間をいう。

キ 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務

所の設置又は測量のことをいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

ク 現場閉所率とは、対象期間における現場閉所日の総日数を対象期間の日数で除して算出した率をいう。

ケ 完全週休2日（土日）（現場閉所型）とは、対象期間の全ての週で週休2日を確保し、かつ、現場閉所を土日に指定し、現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

コ 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月で現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日を全て閉所した場合でも28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上を現場閉所している場合に、28.5%以上を達成したとみなす。

サ 通期の週休2日とは、対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

(2) 交替型における用語の意義は次のとおりとする。

ア 交替型とは、対象期間（交替型）において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組を行うことをいう。

イ 対象期間（交替型）とは、受注者にあつては、現場作業の着手日から現場作業の完了日までの期間を基本とし、契約締結後に受注者及び発注者（以下「受発注者」という。）の協議により定める期間のことをいう。

なお、下請負企業にあつては、施工体制台帳上の工期を原則とする。

ウ 技術者とは、受注工事の施工管理を行い現場における直接的な作業を行わない、現場代理人、監理（管理）技術者、下請負企業の主任技術者等をいう。

エ 技能労働者とは建設工事の現場における直接的な作業に従事する労働者のことをいう。

オ 対象者とは、技術者及び技能労働者のうち、対象期間（交替型）内で連続4週間以上従事しているものとし、非常勤（臨時）で従事するものは除くものとする。

また、交替要員を設定した場合は、交替要員を対象者とししないものとする。

カ 休日率とは、対象期間（交替型）内に現場に従事した対象者の休日日数の対象期間（交替型）に対する割合をいう。

キ 平均休日率とは、対象期間（交替型）内に現場に従事した対象者全員の休日率の平均値をいう。

ク 完全週休2日（土日）（交替型）とは、対象期間（交替型）の全ての週で平均休日率が28.5%以上の状態をいう。

ケ 月単位の週休2日（交替型）とは、対象期間（交替型）の全ての月で平均休日率が28.5%以上の状態をいう。

コ 通期の週休2日（交替型）とは、対象期間（交替型）の平均休日率が28.5%以上の状態をいう。

4 発注方式

(1) 次のいずれかの方式を発注者が指定した上で発注するものとする。

ア 現場閉所型

イ 交替型

- (2) 完全週休2日制（土日）工事の対象工事を発注する際は、入札公告又は入札執行通知及び特記仕様書において完全週休2日制（土日）工事である旨及び(1)の方式の別を明示するものとする。

5 実施方法

- (1) 現場閉所型の実施方法については、次のとおりとする。
- ア 受注者は、工事着手前に、原則、完全週休2日（土日）の予定工程表（任意様式）を発注者に提出するものとする。
 - イ 受注者は、工事の一時中止又は工事期間の延長により工事期間の終期が延長した場合は、変更予定工程表（任意様式）を作成し発注者に提出するものとする。
 - ウ 受注者は、受注者の責めによらず土日に現場作業を行う場合は、それに代わる現場閉所日を指定し、発注者の承諾を得ること。
 - エ 受注者は、対象期間終了時に予定工程表又は変更予定工程表の対象期間において現場閉所日が確認できる実施工程表（任意様式）を発注者に提出するものとする。
 - オ 発注者は、受注者から現場閉所日が確認できる書類（工事日誌等）の提示を受け、現場閉所の実施の有無を確認するものとする。
- (2) 交替型の実施方法については、次のとおりとする。
- ア 受注者は、対象者の休日確保状況を整理し、毎月発注者へ提出するものとし、対象期間（交替型）終了時には、対象期間（交替型）全体の休日確保状況を整理し発注者へ提出するものとする。
 - イ 発注者は、受注者より提出された休日確保状況を確認するものとする。
- (3) 災害等の受注者の責めによらない事態が生じ、完全週休2日制（土日）工事の履行が困難となった場合には、受発注者の協議により、完全週休2日制（土日）工事の対象外とすることができるものとする。
- (4) 工事着手前に限り、受注者からの協議により、現場閉所型を交替型へ、又は交替型を現場閉所型へ変更することができるものとする。
- (5) 受注者は、工事関係者や一般通行人等が「完全週休2日制（土日）工事」であることを容易に認識できるよう、岐阜県が定める工事標識内の見やすい箇所にその内容を掲示し、周知に努めるものとする。

6 工事成績評定点の加点

- (1) 現場閉所型については、次のとおり工事成績評定点の加点を行うものとする。
- ア 完全週休2日（土日）を達成した場合は、2点を加点するものとする。
 - イ 月単位の週休2日を達成した場合は、1点を加点するものとする。
 - ウ 通期の週休2日を達成した場合は、0.5点を加点するものとする。
- (2) 交替型については、次のとおり工事成績評定点の加点を行うものとする。
- ア 対象者全員の月単位の休日率が28.5%以上を達成した場合は、2点を加点するものとする。
 - イ 月単位の週休2日（交替型）を達成した場合は、1点を加点するものとする。
 - ウ 通期の週休2日（交替型）を達成した場合は、0.5点を加点するものとする。

7 その他

この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則（令和８年７月28日付け会第816号）

この要領は、令和８年７月31日から施行する。

完全週休2日制（土日）工事（現場閉所型）

○現場閉所率の算出方法

$$\text{現場閉所率（\%）} = \frac{\text{対象期間における現場閉所日の総日数}}{\text{対象期間の日数}} \times 100$$

※小数点第2位以下切り捨て1位止めとする。

※「現場閉所日」とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通じて現場や現場事務所が閉所された日をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合は、閉所として取り扱うものとする。

※「対象期間」とは、工事開始日（工期の始期日又は設計図書において指定する始期日をいう。）から工事完成日（完成届に記載された完成した日）までの期間から非対象期間を除いた期間をいう。

※「完全週休2日（土日）（現場閉所型）」における現場閉所率の算出は、「非対象期間」を含む週全体を「非対象期間」とする。

【非対象期間】

- （1）準備期間：工事開始日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間）
- （2）後片付け期間：本体工事及び仮設工事完了後から工事完成日までの期間（事務手続、後片付け等のみが残っている期間）
- （3）夏季休暇（3日間）：8月14日から8月16日まで
- （4）年末年始休暇（6日間）：12月29日から1月3日まで
- （5）工場製作の期間
- （6）工事事務等による不稼働期間
- （7）自然災害（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- （8）受注者の責めによらない原因により休工・現場作業を行わなければならない期間

完全週休2日制（土日）工事（交替型）

○休日率の算出方法

$$\text{休日率（\%）} = \frac{\text{対象者の休日数}}{\text{対象者の対象期間（交替型）の日数}} \times 100$$

※ 小数点第2位以下切り捨て1位止めとする。

※ 対象者ごとに算定するものとする。

※「完全週休2日（土日）（交替型）」における休日率の算出は、「対象期間（交替型）」に含まれない日を含む週全体を除外するものとする。

○平均休日率の計算方法

$$\text{平均休日率（\%）} = \text{対象者全員の休日率の平均（\%）}$$

※ 小数点第2位以下切り捨て1位止めとする。